

大阪市妊婦・産婦健康診査費助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

妊婦健康診査費用ならびに産婦健康診査費用の助成を受けるために、大阪市妊婦健康診査費助成金交付要綱第4条・大阪市産婦健康診査費助成金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて、申請します。
 また、妊婦健康診査費ならびに産婦健康診査費助成金を交付決定するにあたり、必要があるときは、住民基本台帳の閲覧や、妊婦健康診査受診機関への支払い内容確認等することを了承します。

フリガナ 申請者氏名 (健診受診者) (旧姓)	生年月日	昭和 平成	年 月 日	妊娠が 終了した日	年 月 日
現住所	〒 (電話番号)					
市外転出 (申請日時点)	有 ・ 無	※有の場合 大阪市外への転出日が確認できる住民票を添付 <input type="checkbox"/>		転出日	年 月 日	
通知書送付先	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる場合(下記にご記載ください) 〒					

※妊娠中に姓の変更があった場合に限り、旧姓を記入してください。

※妊娠が終了した日とは、分娩日、流産日等となります。

妊婦健康診査費・産婦健康診査費助成金の支払いについては、次の口座に口座振替されるように依頼します。

振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協		支店名	支店番号()				
	預金種別	普通	当座	口座番号					
	フリガナ 口座名義人 (申請者と同じ)							

※記入・申請の際は、必ず裏面の説明をお読みいただき、太線の中をご記入ください。

※ 助成金額は、医療機関に支払った額ではなく、助成の対象となる妊婦健康診査ならびに産婦健康診査について定められた額と自己負担額とを比較して、少ない方の額になります。

<事務処理欄>

市 側 記 入 欄					
	受診年月日	領収金額 (保険診療分を除く)	領収書金額確認	対応する受診票	交付決定額
妊婦健康診査	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
産婦健康診査	年 月 日	円	円		円
	年 月 日	円	円		円
				合 計	円

保健福祉センター記入欄		保健福祉センター受付印	子ども青少年局受付印
<input type="checkbox"/> ()枚切り離し申請者に受診手帳を返却。			
申立書	有 ・ 無		
新生児聴覚検査・乳児一般健康診査同時申請	有 ・ 無		

(申請方法)

大阪市の妊婦健康診査・産婦健康診査委託契約機関でない場合において、妊婦健康診査ならびに産婦健康診査を受診した後に、申請書と必要書類を添えて、お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当の窓口へ提出してください。送付の場合は、大阪市こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループに提出してください。なお送付の場合は、書類が到着した日をもって申請日とさせていただきます。

なお、妊婦健康診査の申請期限は、妊娠が終了した日から1年以内、産婦健康診査の申請期限は、それぞれの産婦健康診査が終了した日から1年以内(大阪市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日である場合は、その日の翌日以降の直近の市の休日でない日)になっておりますので、ご注意ください。

(記載上の注意)

- 1 申請者氏名は必ず妊婦健康診査・産婦健康診査受診者の氏名を記入してください。
- 2 訂正は「＝(二重線)」で訂正し、訂正箇所署名してください。
- 3 振込先は、申請者と同じ口座名義人の口座を記入してください。

※ 委託医療機関・助産所において、妊婦健康診査・産婦健康診査受診時に受診票をお忘れになった場合は、「償還払い」の申請ができませんので、ご注意ください。

(申請時に必要な添付書類)

- 1 母子健康手帳の「出生届出済証明」及び「妊娠中の経過」のページのコピー
及び産婦健康診査受診時は「出産後の母体の経過」のページのコピー
※ 子の保護者欄は、必ず記入の上、コピーしてください。
- 2 妊婦健康診査・産婦健康診査受診時に、受診票が使えなかった分の領収書(コピー不可)
※ 紛失等により領収書がない場合は、「大阪市妊婦健康診査費・産婦健康診査費実施証明書」が必要になります。
※ 領収書で妊婦健診および産婦健診代金が確認できない場合は、別途「大阪市妊婦健康診査費・産婦健康診査費実施証明書」が必要になる場合があります。
※ 領収書は、原本照合したのち、返却することもできます。(申し出が必要)
※ 医療機関・助産所で「明細書」が発行されている場合は、領収書と併せて提出お願いします。
- 3 使用することができなかった受診票
※ 医療機関等で検査結果等をなるべく記入していただいでください。(未記入の場合は、審査に時間がかかり、振込が遅れることがあります。)
- 4 申請日までに大阪市内に転出された方は、転出日の確認できる住民票(コピー不可)が必要になります。